

第 6 号議案：APNIC との NIR 契約の締結の件

APNIC との間で、“APNIC and NIR Member Relationship Agreement”を、2013 年 5 月 15 日を契約日として締結することについて、ご承認をお願いしたい。

【1】契約締結の背景

JPNIC を含めた NIR は、現在 APNIC と一般会員と同じ契約書(*1)を締結しているが、この度 APNIC は NIR 専用の契約書“APNIC and NIR Member Relationship Agreement“(以下、NIR 契約)を新規に策定し、全 NIR に当該契約の締結を求めてきた。

(*1) 現行契約書は 2001 年に締結し、以降毎年 5 月 1 日に自動更新の状態にある。

- ・ APNIC は 2011 年 12 月より契約書の見直しを進め、「一般 APNIC 会員向け契約書」(以下、一般会員契約)の改定、及び「NIR 専用の契約書」の新規策定を実施
- ・ 一般会員契約書の改定は軽微な変更のため、改定契約書を施行 (2012 年 2 月)
- ・ NIR 契約書は APNIC-NIR 間で調整を重ねた後に、新契約書を施行 (2013 年 3 月)

APNIC による改定の背景と狙いは以下の通り。

- ・ インドの NIR 設立に備えて、NIR の権利・義務を契約書上明確化する必要性が具体化
- ・ 法務専門家 “General Counsel” の着任に伴い、既存契約文書の見直し
- ・ 既存の NIR との関係を変更する意図はない
- ・ NIR 間の公平性を重視するため、各 NIR の個別事情に応じて内容を変えることなく、すべての NIR で共通の約款型契約書としたい

【2】主たる変更点：既存の契約書に加えて以下を明文化

- (a) 本契約を締結している組織が NIR として認められること、及び NIR の役割
- (b) 契約停止条件 5 項目
 - ①更新期間の徒過、②財政破綻、③ポリシー違反の原因となる組織形態の変更、④本契約書または APNIC 文書遵守義務違反、⑤コミュニティによるレジストリ変更提案
- (c) 管理下指定事業者との適切な契約の締結及び管理
- (d) 遵守義務の対象となる NIR 向けのポリシー文書
NIR Criteria Document 及び NIR Operational Document
- (e) NIR 機能停止時の追加事項
管理下指定事業者契約を APNIC に移管すること及び、移管に対する NIR の協力義務
- (f) APNIC に無断で契約に付随した権利の譲渡等の禁止、等

【3】JPNIC の主張と APNIC の対応

契約停止の条件は、組織の存続に関わるため、JPNIC に不適切な条件が記述されていないことを重点的に確認し、懸念点の見直しを要求した。特に政府の承認の取り下げが当初のドラフトにおける契約停止条件に含まれており、JPNIC が政府と独立した立場を維持するうえで、大きな懸念材料であった。

JPNIC の主張及び APNIC の対応は以下の通り。

次項で時系列的に示す折衝を経て、JPNIC にとっての懸念事項は解消するに至った。

| JPNIC の主張事項 | 左記に対する APNIC の改善事項 |
|--|--|
| NIR は APNIC と対等なパートナーであり一般会員とは立場が異なることを踏まえた契約形態を望む | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約タイトルを ”APNIC and NIR Member Relationship Agreement” に変更 ・ NIR と契約内容を十分に話し合った上で契約を締結したいとの意向が、General Counsel、APNIC 事務局長から示された |
| 政府の承認の取り下げによる契約停止条件は、JPNIC の政府からの独立性を脅かすため、削除を求める | <ul style="list-style-type: none"> ・ NIR 契約から政府の承認を求める項目を削除 ・ NIR Criteria Document では、既存 NIR にも政府の承認を求めるとも解釈できる余地があるため、以下を追加対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ NIR 設立時に限定される旨を APNIC の公式 Web サイトにて明記 ➢ JPNIC は政府の承認を求めない旨を Side Letter にて明記 ・ 政府の承認に代わり、NIR が代表するコミュニティからの大きな反対があった場合に契約停止とする条件に修正 |
| コミュニティによる反対があった場合に契約停止とする条件については、限られた少数派からの反対により契約停止につながらないような配慮を求める | <ul style="list-style-type: none"> ・ ICANN における ccTLD の委譲停止と同等の条件を流用して修正 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上記の定義では、一部の反対者ではなく、あらゆる関係者の反対があることが前提であり、JPNIC も関係者に含まれることになる |
| 組織形態の変更による契約停止は、大きな形態変更に限定すべき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織形態の変更が契約またはポリシー違反となる場合に限定する表現に修正 |
| APNIC による契約の即時停止の条件は、破産の場合に限定すべき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の通りに限定するように修正 |
| 紛争時の仲裁は APNIC EC ではなく、APNIC 以外の第三者により行うべき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中立的な第三者機関の仲裁に変更 <ul style="list-style-type: none"> ➢ Institute of Arbitrators Australia のチェアまたはその推薦者が UNCITRAL の規則に従い、仲裁を行う |

【4】これまでの経緯

インドの新 NIR は、設立時に第 1 版で契約締結済：2012 年 2 月末

- 1) APNIC によるドラフト初版へのコメント募集の実施：2011 年 12 月 21 日～2012 年 2 月 20 日
一般 APNIC 会員契約書：改定済（2012 年 2 月）
APNIC の用語の定義文書：同上
NIR 向け契約書：新設 ”Standard APNIC NIR Membership Agreement”

JPNIC の対応 :

- ① 役員懇談会にて対応を議論 : 2012 年 2 月 10 日
- ② JPNIC からのコメント提出 : 同 2 月 20 日 (後藤理事長名)
- ③ JPNIC からの契約書代案提出 : 同 4 月 11 日 (林事務局長名)



2) APNIC からのドラフト第 2 版提示 : 2012 年 6 月 22 日
JPNIC および他 NIR からの意見も踏まえて修正案を NIR に個別に提示

- ① JPNIC から第 2 版へのコメント : 2012 年 7 月 18 日 9 月 18 日
- ② APNIC 事務局長との意見交換会実施 : 2012 年 9 月 27 日及び 12 月 19 日



3) APNIC から第 3 版の提示 : 2012 年 10 月 9 日
NIR に個別に提示後、以下の公式プロセスに従い文書施行
・ APNIC によるコメント募集の再実施 : 2012 年 11 月 26 日～2013 年 1 月 7 日
・ APNIC EC による文書承認 : 2013 年 2 月 25 日

【5】今後の進め方

理事会承認後に、調印済みの契約書を Web にて公開する予定。

【6】参考資料

- 1. APNIC and NIR Member Relationship Agreement (資料 6-2)
- 2. APNIC NIR Criteria Document (資料 6-3)
- 3. APNIC 事務局長からの Side Letter (資料 6-4)
- 4. APNIC 公式 Web サイトの補足説明(資料 6-5)

以上